

# 令和6年度大竹市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

## 2 適用範囲

調達方針は、市の全ての部局での物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

## 3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第11項の規定による障害者支援施設
- (2) 総合支援法第5条第27項の規定による地域活動支援センター
- (3) 総合支援法第5条第1項の規定による障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号の規定による事業所（特例子会社）
- (6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第1条第2号の規定による事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号の規定による在宅就業障害者
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項の規定による在宅就業支援団体

## 4 対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物等とする。

## 5 調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公平性及び競争性並びに物品等の適正

な価格、機能及び品質に留意しつつ、本方針の目的に沿って障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

## 6 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等から供給可能な物品等について、情報を収集し、各課に提供する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

## 7 調達実績の公表

調達実績については、法第9条第5項の規定により、会計年度終了後、実績を取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

## 8 物品の販売等の協力

市が所有する施設のスペースを活用した障害者就労施設等の物品の販売等について、積極的に検討する。